

学校経営のポイント

教委実施“学力テスト”に備えて

若井 彌一

児童・生徒の「学力低下」が一部の研究者によって指摘され、きまじめな対応をすることが多い教育界では、この「学力低下」にどう対応すべきかという姿勢での改革・改善論や方策が提唱されるにいたり、ちょっとしたにぎわいを見せている。

「学力テスト」実施の動きが顕著

これはこれで前向きな姿勢であり、消極的に論評すべきではない。「学力低下」を防ぐという観点から、また、それ以前に「学力」自体がどれだけ児童・生徒に定着しているのかを客観的に把握しておくことが必要であるという観点から、児童・生徒の学力調査の実施をしようという地方公共団体が続々と名乗りを上げている。

そして、市町村別とか学校別などの調査結果を公表する方針であるとの公共団体も、だんだんと増加する傾向にある。

しかし、手放しでこのような最近の動きを一面的に称賛しているわけにはいかない。物事には二面性がある。市町村単位で、また学校別に学力調査の実施結果を発表するとなれば、それに向けた準備が関係市町村の小・中学校で強力に展開されるようになることは容易に予想がつく。

また、市町村別・学校別調査結果を公表しないとしても、個人的に相対的個人成績（順位）が児童・生徒（その保護者）に知られるとなれば、児童・生徒（その保護者）の関心は、その点に焦点づけられていきやすい。

最近の「学力低下」に関する国民の関心は、「下がった」こと（？）自体に向けられているくらいがあり、地方自治体の動きも、これ以上「下げられな

い」「下げてはいけない」というような意識に支えられている感がある。

しかし、肝心なことは、平成元年告示の学習指導要領のめざしてきた、いわゆる「新しい学力観」に基づく学力の全体はどんな輪郭であり、「下がった」とされる学力は、その全体のなかでどの部分に位置するものであるか、ということの確認あるいは検証である。

肝心なことは「学力」内容の煮詰め

「新しい学力観」では、学習結果としての知識量に限定されがちであった従来の学力観に対して、学習者（児童・生徒）の興味・関心・意欲をも視野に入れ、思考力・判断力・表現力・創造力等の全体をもって学力ととらえることが必要である、との考え方が提示されている。いわば「生きて働く学力」という学力観である。

今後実施されていくことになるであろう各地方公共団体での学力テスト（調査）を稔り多いものにするためには、新しい学力観で提示され、実施されてきた全国の小・中・高等学校等での教育的取組みを、この際、全国の学校でふり返ってみることで、平成14年から全面実施の新学習指導要領のもとで育てようとしている児童・生徒の学力の輪郭を確認し、そのための重点的な取組み方略を明確にすること、の2点が不可欠の課題である。

そして、このような各学校の取組みをふまえて、教育委員会は学校との協力により、教育行政調査としての役割を明確にし、「学力テスト」を実施に移していくことが期待される。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

●新刊案内●

最新刊・好評発売中！

教育開発研究所刊

心を法律で律すべきか

中教審臨時委員であった著者が明かす改正審議の実態

『教育基本法を考える』

市川 昭午【著】A5判/定価2100円

国立学校財務センター名誉教授/国研名誉所員

●教基法とは何か/中教審はどう審議したか/早急に改正する必要はない/改正答申に異議あり/どう改正すべきか